## 報 道 資 料

令和2年4月5日(日)

福祉医療部 医療政策局 疾病対策課 担当:井久保・辻本

電話:0742-27-8612(ダイヤルイン)

内線:3133,3130

総務部知事公室 防災統括室 担当:中西・北畑

電話:0742-27-7006(ダイヤルイン)

内線 2270. 2302

## 新型コロナウイルス感染者・患者の発生について

奈良県において新型コロナウイルス感染症の感染者(県内感染者25例目、患者19例目)が発生しました。現在、濃厚接触者の把握を含めた積極的な疫学調査を確実に行っております。

感染者・・・・PCR検査の結果が「陽性」の方

患者・・・・・・PCR検査の結果が「陽性」で、かつ、症状のある方

## 1)入院患者数の状況

現入院者数16名		
患者	無症状	
	病原体	
	保有者	
14名	2名	

	これまでに退院された方14名				
	無症状病原 患者 体保有者	クルーズ船乗客	クルーズ船		
		(県内の方)	乗客		
		141休1月1日 	無症状病原体保有者	(県外の方)	
	5名	2名	2名	5名	



これまでの 入院者数 30名

## 2)感染者(患者)の概要

① 県内感染者25例目(患者19例目)

〇年齡・性別・居住地 : 70代・男性・中和保健所管内

〇職業 : 会社員(建築業) 徒歩通勤

〇症状と経緯:

3月24日 発熱(38℃)、咳

3月25日 近医受診、経過観察

4月2日 症状継続のため近医受診、近医より保健所に相談

帰国者・接触者外来を受診

4月5日 行政検査で陽性と判明、県内感染症指定医療機関に入院(軽症)

〇症状出現以降の行動歴 : 勤務先(中和保健所管内)に4月2日まで出勤

〇濃厚接触者: 同居家族なし、その他調査中

#### 3)県の対応

- 新型コロナウイルス感染症については、県のホームページに最新情報を掲載しています。
- 新型コロナウイルス感染症を疑う方への相談窓口として、「帰国者・接触者相談センター」を 設置しています。**海外から帰国された等の方で何らかの症状がある方はご相談下さい。**

# 帰国者・接触者相談センター(新型コロナ受診相談窓口)

相談窓口	電話番号	FAX 番号	対応時間
奈良県庁	0742-27-1132	0742-22-5510	平日 8:30~21:00 土·日·祝 10:00~16:00

新型コロナウイルス感染症を疑う要件」に該当される方(※1)は、夜間でも保健所での電話対応が可能です。

※1「新型コロナウイルス感染症を疑う要件」とは次のア〜エのいずれかです。(現時点での定義であり、今後変更する可能性があります。)

	症状	接触歴など
ア	発熱(37.5℃以上)または呼吸器症状	発症前 14 日以内に新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した
1	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)がある
ウ	発熱(37.5℃以上)かつ呼吸器症状(肺炎を疑わせる)	発症前 14 日以内に海外渡航歴(特に流行地※2)のある者と濃厚接触した
I	渡航歴に関わらず、37.5℃以上の発熱かつ原因不明の肺炎	

#### ※2 流行地は以下のとおりです。

アイスランド、アイルランド、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、英国、エクアドル、エジプト、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タイ、台湾、チェコ、中国(香港及びマカオを含む。)、チリ、ドイツ、ドミニカ国、トルコ、デンマーク、ニュージーランド、ノルウェー、バチカン、パナマ、ハンガリー、バーレーン、フィリピン、フィンランド、フランス、ブラジル、ブルガリア、ブルネイ、米国、ベトナム、ベルギー、ボスニア・ヘルツェボビナ、ボリビア、ポルトガル、ポーランド、マルタ、マレーシア、モナコ、モルドバ、モロッコ、モンテネグロ、モーリシャス、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク及びルーマニア

#### 県民の皆様へ

### 【新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために】

- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ・風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、イベントを開催する方々は、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど、イベントの実施方法を工夫してください。
- ・多くの方が集まるイベントや行事等に参加される場合は、お一人お一人が咳エチケットやこまめな 手洗いなどの実施を心がけてください。

今後とも、迅速で正確な情報提供に情報提供につとめますが、感染症法第 16 条第 2 項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。また、施設等への取材はご遠慮いただきますようお願いします。